

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 58 号	第2種共同漁業 〃	いそ刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	姫路市飾磨区妻鹿地先	※	姫路市漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちイ、ウ、エ、カ、キ、ク及びイを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市飾磨区中島字大森新田南東端の護岸上に設置した標識 ア Aから173度35分1,800メートルの点 イ アから83度35分10メートルの点 ウ イから128度35分690メートルの点 エ ウから173度35分165メートルの点 オ Aから173度35分2,800メートルの点 カ オから83度35分425メートルの点 キ オから263度35分500メートルの点 ク アから263度35分500メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

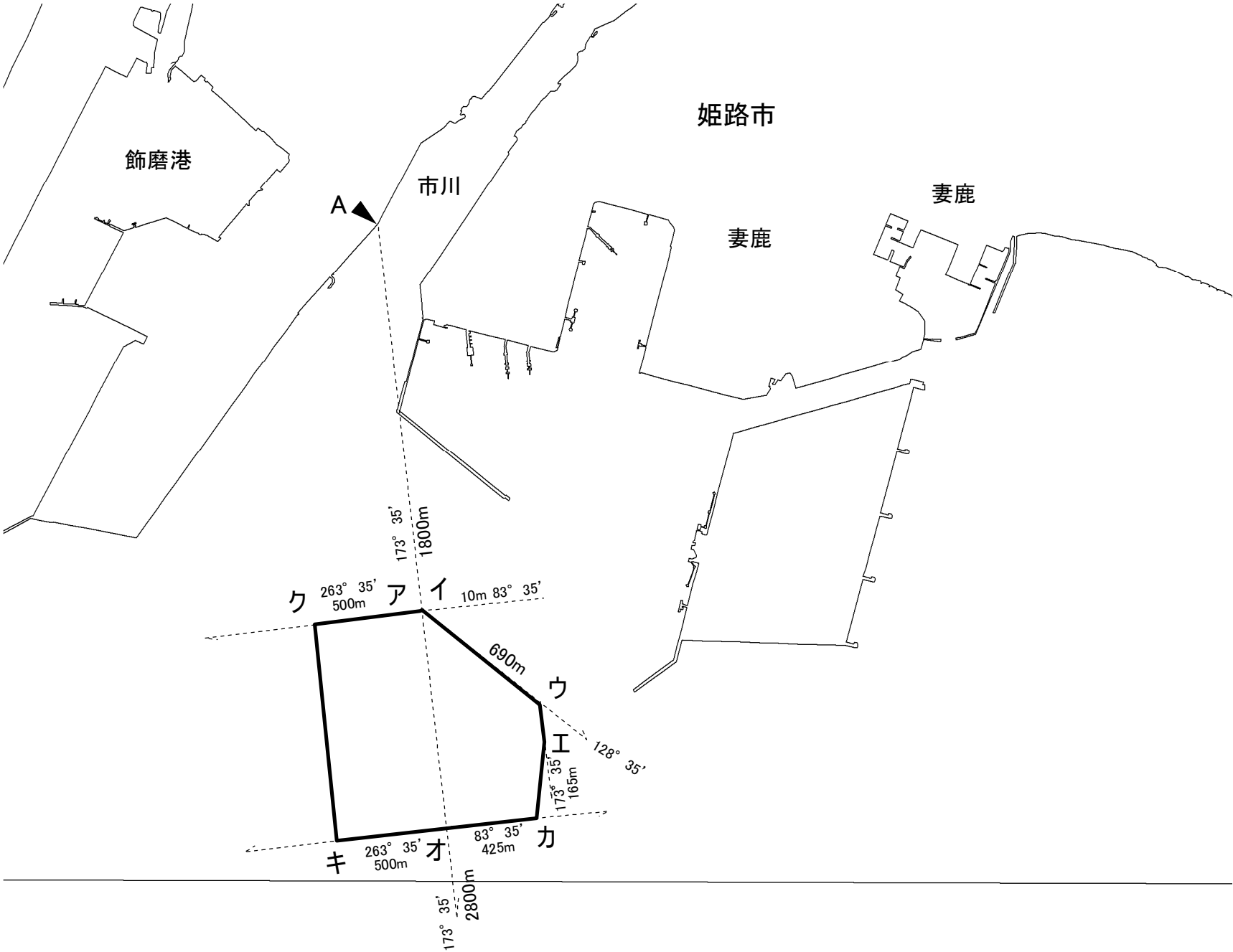
付 記

※ 制限又は条件

—

免許番号 共第 5 8 号
漁場の位置 姫路市飾磨区妻鹿地先
漁場の区域 次の点のうちイ、ウ、エ、カ、キ、ク及びイを結んだ線によって
囲まれた区域

点の位置
A 姫路市飾磨区中島字大森新田南東端の護岸上に設置した標識
ア Aから173度35分1,800メートルの点
イ アから83度35分10メートルの点
ウ イから128度35分690メートルの点
エ ウから173度35分165メートルの点
オ Aから173度35分2,800メートルの点
カ オから83度35分425メートルの点
キ オから263度35分500メートルの点
ク アから263度35分500メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第 5 8 号漁場

